

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	T S - 6 4 (改1)
提出年月日	2 0 2 2 年 1 1 月 1 6 日

女川原子力発電所 2号炉

保安規定の施行期日について

2 0 2 2 年 1 1 月

東北電力株式会社

保安規定の施行期日について

1. 施行期日の規定方針

- (1) 保安規定の施行期日は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内とする。
- (2) 重大事故等対処施設及び設計基準対象施設の使用前事業者検査の実施を踏まえ、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日※以後に適用することとする。
- ※ 使用前事業者検査終了日とは、使用前確認申請書に係る使用前事業者検査の使用前確認により、当該の使用前事業者検査が終了していることについて原子力規制委員会の確認を受け使用承認を得た日とする。

2. 施行期日の規定の記載

施行期日の規定の記載	
申請書 本文 (施行期日)	<p>3. 施行期日</p> <p>(1) 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>(2) 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以後に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>なお、第8条（原子炉主任技術者の選任）、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の6（資機材等の整備（2号炉））、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備（2号炉））および第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備（2号炉））については、教育訓練に係る規定を除き2号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以後に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以後に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以後に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p style="text-align: right;">(次頁へ続く)</p>

<p>申請書 本文 (施行期日)</p>	<p>(3) 本規定施行の際、添付1-4のうち、管理区域全体図中の「2-④サプレッションプール水貯蔵タンク」および管理区域図2-④（2号炉サプレッションプール水貯蔵タンク）中の管理区域を汚染のおそれのない管理区域とする変更については、放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後、当社が定める日から適用する。また、添付1-4のうち、管理区域全体図中の「2-④サプレッションプール水貯蔵タンク」の削除、管理区域図2-④（2号炉サプレッションプール水貯蔵タンク）の削除および添付1-5の保全区域図中の「2-④サプレッションプール水貯蔵タンク」の削除については、2号炉サプレッションプール水貯蔵タンクの解体撤去工事が完了し、放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後、当社が定める日から適用する。</p> <p>(4) 3号炉については、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可および原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。</p> <p>(5) 第60条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機または大容量電源装置を非常用発電設備とみなすことができる。</p>
------------------------------	---

(1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抜粋）

（令和2年4月1日施行）

（使用前事業者検査の実施）

第十四条の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
 - 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
 - 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
- 2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前確認の申請）

第十五条 法第四十三条の三の十一第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（使用前確認を要しない場合）

第十七条 法第四十三条の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

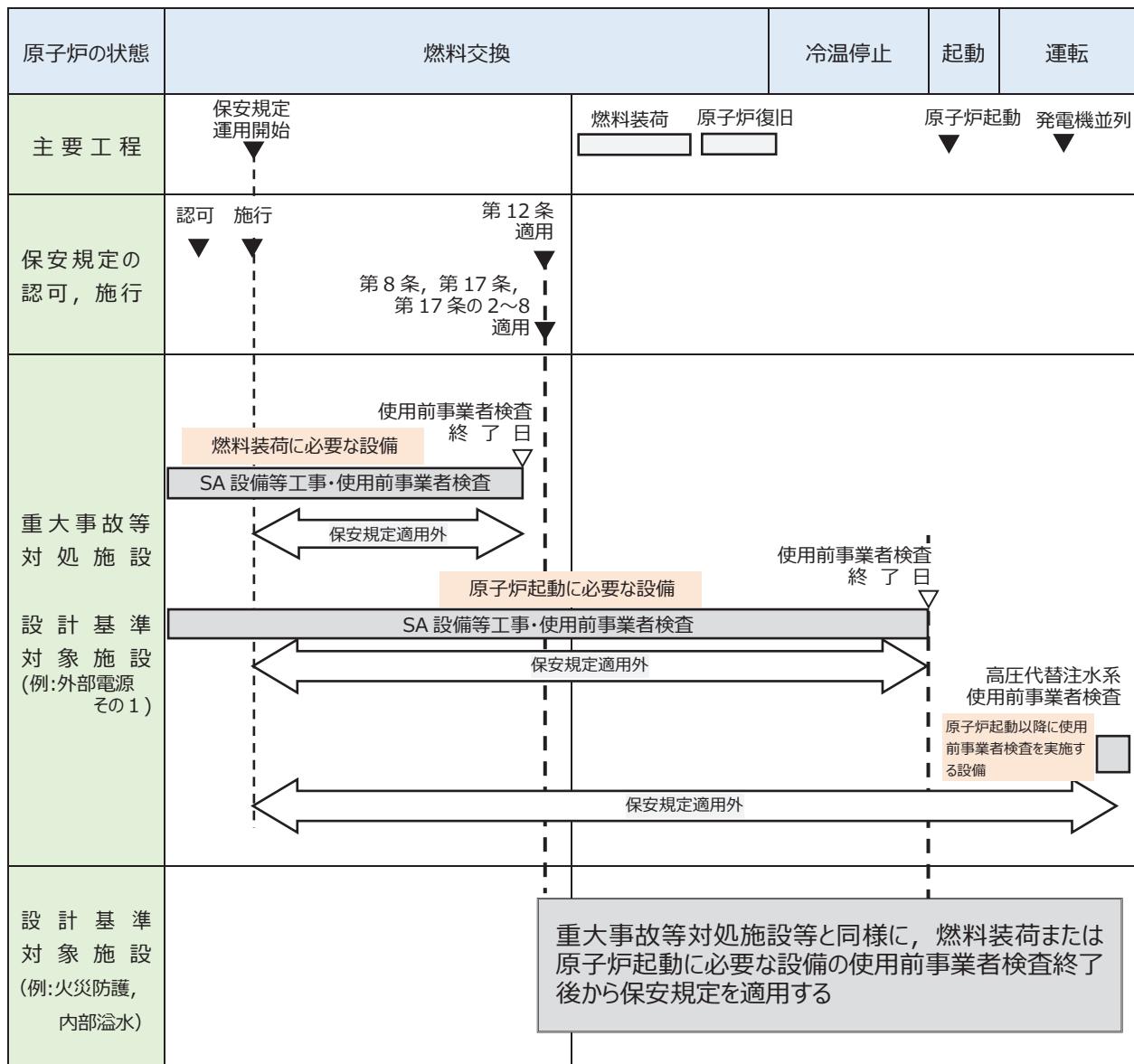
- 一 原子炉本体を試験のために使用する場合であって、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 二 前号に規定する発電用原子炉施設以外の発電用原子炉施設を試験のために使用する場合
- 三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合
- 五 制限工事の場合
- 六 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であって、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないものの場合

（使用前確認証）

第二十一条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

2. 使用前事業者検査終了日と保安規定の適用との関係

原則として、各原子炉施設における保安規定に係る要求（運転上の制限）の適用される時期（原子炉の状態）までに使用前事業者検査を実施し、終了後、保安規定を適用することとし、それまでの間は従前の例による。



3. 原子炉の状態

表 1 1

原子炉の状態	運転	起動	高温停止	冷温停止	燃料交換
原子炉モード スイッチの位置	運転	起動	燃料取替 または 停止	燃料取替 または 停止	燃料取替 または 停止
原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	1本以上 ボルトが緩めら れている
原子炉冷却材温度			100°C 以上	100°C 未満	

3. 附則記載及びその説明

(1) 工事や運用上の制約がない条文

第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

<説明>

原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。

(2) 新規制基準適用以降の工事計画認可の対象範囲で、施行時点で使用前事業者検査が完了しない設備については、使用前事業者検査完了後に保安規定を適用する。

2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。なお、第8条（原子炉主任技術者の選任）、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備（2号炉））、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の6（資機材等の整備（2号炉））、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備（2号炉））および第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備（2号炉））については、教育訓練に係る規定を除き2号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

<説明>

女川原子力発電所2号炉においては、新規制基準を踏まえた火災、溢水、竜巻等の設計基準事象や重大事故等へ対処するための安全対策工事を進めており、この工事完了以降、保安規定における設備および運用に関する条文（例：SA設備は第66条、SA時の手順、体制は第8条、第12条、第17条、第17条の2～8）を適用開始する。

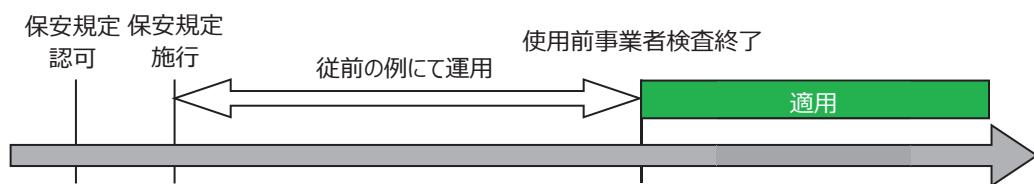
具体的には、当該号炉の原子炉に燃料を挿入する前及び原子炉の臨界反応操作を開始する前の使用前事業者検査が終了となる使用前確認を受けた日以降、適用される旨、附則において明確にする。（添付1参照）

第17条、第17条の2～6のうち可燃物管理、竜巻退避運用等については、当該設備の使用前確認は無いが、安全設備（使用前事業者検査対象）への波及的影響防止のためのものであり、安全設備が使用開始（原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査終了）されるまで経過措置を設ける。

第8条及び第17条の7、8は、重大事故等対処施設の一部（燃料装荷）が使用開始されるまで経過措置を設ける。

ただし、第17条、第17条の2～8の教育訓練に係る規定については、保安規定施行と同時に適用する。なお、適用開始前にこれを運用する者に必要な教育訓練を実施する必要があるため、品質マネジメント文書等は保安規定施行までに制定・改訂し、第17条、第17条の2～8の教育訓練の実施に準じて力量を付与する。

条文毎の適用時期を添付1に示す。



第12条（運転員等の確保）については、原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査が終了となる使用前確認を受けた日以降に第12条を適用し、運転員、重大事故等対策要員（運転員を除く。）及び初期消火要員（消防車隊）を配置し、その後に燃料装荷を開始する。（添付2参照）

表12-1

中央制御室名 原子炉の状態	2号炉	3号炉※3
運転、起動、高温停止の場合	<u>7名以上</u>	—
冷温停止、燃料交換の場合	<u>5名以上</u>	<u>4名以上</u>

表12-2

中央制御室名 原子炉の状態	2号炉	3号炉※3
運転、起動、高温停止の場合	<u>2名以上</u>	—
冷温停止、燃料交換の場合	<u>2名以上</u>	<u>1名以上</u>

表12-3

	<u>重大事故等対策要員 (運転員を除く。)</u>	<u>初期消火要員(消防車隊)</u>
<u>常駐</u>	<u>23名以上※4</u>	<u>6名以上</u>
<u>参集</u>	<u>54名以上</u>	—

※3：3号炉については、原子炉への燃料装荷を行わない。

※4：23名以上のうち6名以上を発電所対策本部要員、17名以上を重大事故等対応要員とする。

(3) 2号炉サプレッションプール水貯蔵タンクの管理区域図の削除については、解体撤去工事の進捗に合わせて段階的に区域区分を変更し、解体撤去工事完了後に保安規定を適用する。

3. 本規定施行の際、添付1-4のうち、管理区域全体図中の「2-④サプレッションプール水貯蔵タンク」および管理区域図2-④（2号炉サプレッションプール水貯蔵タンク）中の管理区域を汚染のおそれのない管理区域とする変更については、放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後、当社が定める日から適用する。また、添付1-4のうち、管理区域全体図中の「2-④サプレッションプール水貯蔵タンク」の削除、管理区域図2-④（2号炉サプレッションプール水貯蔵タンク）の削除および添付1-5の保全区域図中の「2-④サプレッションプール水貯蔵タンク」の削除については、2号炉サプレッションプール水貯蔵タンクの解体撤去工事が完了し、放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後、当社が定める日から適用する。

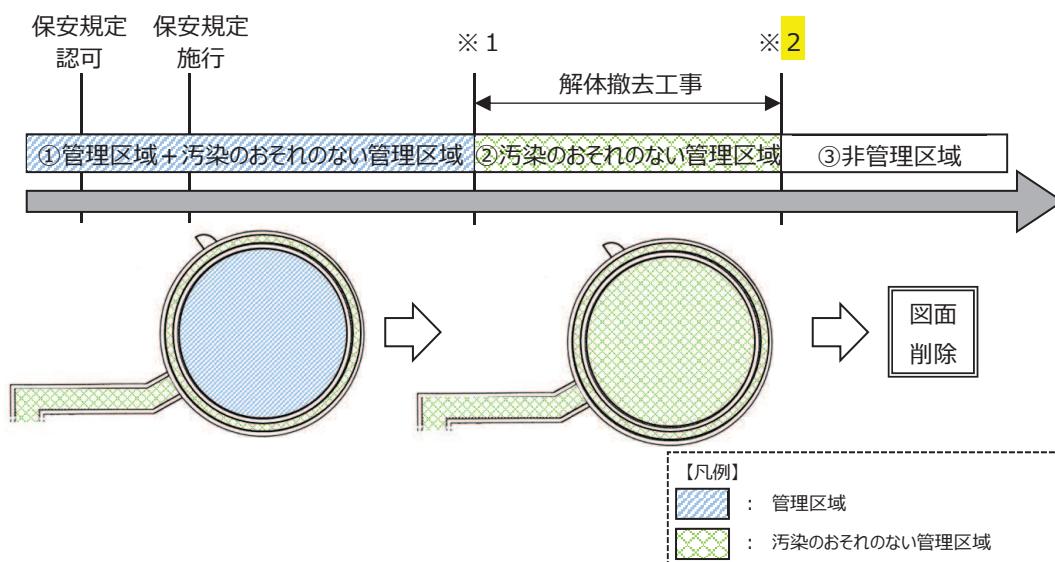
<説明>

2号炉サプレッションプール水貯蔵タンクについては、溢水影響評価において、放射性物質を含む液体の管理区域外への漏えい防止の観点から、タンク内に液体を内包しないこととし、今後使用しない設備となつたため解体撤去する。（添付3参照）

2号炉サプレッションプール水貯蔵タンクの区域区分は、タンク内部を「管理区域」、タンクと遮へい壁の間を「汚染のおそれのない管理区域」としている。

タンクの解体撤去にあたっては、作業安全を考慮し、放射線測定評価により法令に定める管理区域に係る値を下回っていることを確認後、タンク内部の区域区分を「汚染のおそれのない管理区域」に変更する。（下図※1）

その後、解体撤去工事が完了し、放射線測定評価により法令に定める管理区域に係る値を下回っていることを確認後、「非管理区域」に変更し、管理区域図から削除する。（下図※2）



なお、サプレッションプール水貯蔵タンクの撤去により、サプレッションプール水貯蔵系設備の有する機能全体が廃止となるが、添付3に示すとおり今後の発電所運用への影響はない。（添付3参照）

（4）未申請の3号炉の原子炉に燃料装荷を行わないことを明確にする。

3. 3号炉については、原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可および原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。

<説明>

未申請の3号炉の原子炉に燃料装荷を行わないことについては、第12条（運転員等の確保）に規定しているが、本内容が保安規定施行時から適用であることを明確にするため、附則に規定する。

以上

添付1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

検査時期は2022年10月時点の想定

【凡例】	
	: 使用前事業者検査終了予定期間
	: 新規制基準保安規定条文適用 (LCO適用時期明合む)
	: 従前の保安規定条文適用
	: 新規制基準保安規定条文適用せず (従前の当該条文なし)

保安規定条文 (新規制)	施行から適用	附則2項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
第1章 総則										
第1条 目的	○	-					-	-	-	
-変更なし この規定第1編は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3第24第1項の規定に基づき、…										
第2条 基本方針	○	-					-	-	-	
-変更なし 女川原子力発電所（以下「発電所」といふ。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つことに、災害の防護のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。										
第2条の2 関係法令および保安規定の遵守	○	-					-	-	-	
-変更なし 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようするための方針を定めるとともに、必要に応じ方針を改定する。										
第2章 品質マネジメントシステム										
第3条 品質マネジメントシステム計画	○	-					-	-	-	
-記載の適正化 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。										
第3章 体制および評価	○	-					-	-	-	
第4条 保安に関する組織	○	-					-	-	-	
-変更なし 組織図										
第5条 関連職務	○	-					-	-	-	
保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。										
第6条 原子炉施設保安委員会	○	-					-	-	-	
-変更なし 本店に原子炉施設保安委員会（以下、本編において「保安委員会」という。）を設置する。…										
第7条 原子炉施設保安運営委員会	○	-					-	-	-	
発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、本編において「運営委員会」という。）を設置する。 -誤操作の防止に関する事項（2号炉） -火災発生時、内部過熱発生時（2号炉）、火山影響等発生時（2号炉）、その他自然災害発生時および有雨気象発生時（2号炉）の体制の整備に関する事項 -重大事故が発生時および規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（2号炉）										
第8条 原子炉主任技術者の選任	-		原子炉主任技術者の非常招集に関する規定				-	-	-	※1 : 2号炉燃料装荷前の使用前事業者検査終了日以降に要員に関する新規制基準の規定を適用する。それまでは従前のとおり。
原子炉主任技術者および代行者は、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次の業務の中で通常して3年以上從事した経験を有する者の中から選任する。なお、原子炉主任技術者は社長が選任する。 5. 原子炉主任技術者が業務を遂行できない場合（2号炉の原子炉主任技術者については、早期に非常招集可能な限り外に避難する場合を含む。）は、代行者と交代する。…	○	-	※1							
第8条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	○	-					-	-	-	
-変更なし 電気主任技術者および代行者を、電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者および代行者を、ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。…										
第9条 原子炉主任技術者の職務等	○	-					-	-	-	
-記載の適正化 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、事業用電気工作物（原子力発電工作物）（以下、本編において「電気工作物」といふ。）の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うことと任務とし、…										
第9条の3 主任技術者の情報共有	○	-					-	-	-	
-変更なし 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、適宜、相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図る。										
第10条 原子炉施設の定期的な評価	○	-					-	-	-	
-変更なし 各課長は、各号毎および10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。										
第4章 連転管理										
第11条 構成および定義	○	-					-	-	-	
本章における原子炉の状態の定義を表1-1のとおりとする。										
重大事故：実用規則第4条に掲げる炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいわす。										
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間：使用済燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいわす。										
⇒12条、17条関連、66条										
第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	○	-					-	-	-	
-記載の適正化 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、事業用電気工作物（原子力発電工作物）（以下、本編において「電気工作物」といふ。）の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うことと任務とし、…										
第9条の3 主任技術者の情報共有	○	-					-	-	-	
-変更なし 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、適宜、相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図る。										
第10条 原子炉施設の定期的な評価	○	-					-	-	-	
-変更なし 各課長は、各号毎および10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。										
第5章 連転管理										
第11条 構成および定義	○	-					-	-	-	
本章における原子炉の状態の定義を表1-1のとおりとする。										
重大事故：実用規則第4条に掲げる炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいわす。										
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間：使用済燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいわす。										
⇒12条、17条関連等	○	-					-	-	-	
第11条の2 原子炉の運転期間	○	-					-	-	-	
-変更なし 所長は、表1-1の2に定める原子炉の運転期間 ^{※1} の範囲内で運転を行う。なお、実用規則第5条第4項第1号に基づき、原子炉規制委員会が運転事業者検査を行なうべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。										
第12条 運転員の訓練	○	-					-	-	-	
発電運営課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する ^{※1} 。なお、原子炉の運転に必要な知識を有するとは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいわす。										
※1：重大事故等対策設備の使用を行なうあたっては、あらかじめ力量の付与のため教育訓練を実施する。 -要員の確保（2号炉及びその危険炉運転員、重大事故等対策要員（運転員を除く。）） -要員確保の見込みかない場合の措置 -成立性確認訓練について、要員の力量が確保できていないと判断された場合の措置										
第12条の2 運転管理業務	○	-					-	-	-	
各課長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に抑止するため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。										
(1) 電気課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設 ^{※1} を除く。）の運転に関する次の業務を実施する。 (2) 各課長は、系統より切離されている施設の運転に関する次の業務を実施する。 a. 第13条第3項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、施設に異状があれば関係課長に通知する。 (3) 各課長は、系統より切離されている施設の運転に関する次の業務を実施する。 a. 作業に伴う機器操作を実施する。 b. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応を実施する。										
※1：系統より切離されている施設は、2号炉の可搬型設備、緊急時対策設備および通信連絡を行なうために必要な設備等をいわす。										
第13条 巡視点検	○※1	-					-	-	-	
-系統より切離されている施設の巡視										
発電運営課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」といふ。）内部、第95条第1項で定める区域 ^{※1} 系統より切離されている施設 ^{※1} を除く。）を巡視し、 ※1：系統より切離されている施設とは、2号炉の可搬型設備、緊急時対策設備および通信連絡を行なうために必要な設備等をいわす。										
※1：供用開始された設備から順次対象に追加する。										

添付1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

検査時期は2022年10月時点の想定

- 【凡例】
 - : 使用前事業者検査終了予定期間
 - : 新規基準保安規定条文適用（L C O 適用時期含む）
 - : 従前の保安規定条文適用
 - : 新規基準保安規定条文適用せず（従前の当該条文なし）

添付1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

検査時期は2022年10月時点の想定

〔凡例〕	
■	：使用前事業者検査終了予定期間
■	：新規制基準保安規定条文適用（LCO適用時期明含む）
■	：従前の保安規定条文適用
■	：新規制基準保安規定条文適用せず（従前の当該条文なし）

保安規定条文（新規制）	施用から適用	附則2項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
第22条 制御棒のスクラン機能										
-DB兼SA 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラン機能 ¹ は、表2.2-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。	-	○			■	■	—	○	—	
第23条 制御棒の操作										
-変更なし 原子炉の状態が運転および起動において、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合、制御棒の操作は、表2.3-1で定める事項を運転上の制限とする。	○	-			■	■	—	—	—	
第24条 ほう酸水注入系										
-DB兼SA 原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系 ¹ は、表2.4-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	○			■	■	—	○	—	
第25条 原子炉熱的制限値										
-変更なし 原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力比および燃料棒最大線出力密度は、表2.5-1で定める事項を運転上の制限とする。	○	-		出力30%以上	■	■	—	—	—	
第26条 原子炉熱出力および炉心流量										
-変更なし 原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表2.6-1で定める事項を運転上の制限とする。	○	-		出力30%以上	■	■	—	—	—	
第27条 計測および制御設備										
原子炉の状態に応じて、次の計測および制御設備※1は、表2.7-1で定める事項を運転上の制限とする。 (1) 原子炉保護系統計装 (2) 起動領域センタ（中性子源領域）計装 (3) 非常用炉心冷却部系計装 (紙炉心スケル系計装、低圧注水系計装、高圧炉心スフレイ系計装、自動減圧系計装) (4) 格納容器隔壁系計装 (主気隔離弁計装、格納容器隔壁系計装、原子炉建屋隔壁系計装) (5) その他の計装 (非常用ディーゼル発電機計装、原子炉隔壁時冷却系計装、原子炉再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室非常用換気空調系計装、事故時計装)	-	○※1		SRNM(※2),APRM ※3	■	■	○	—	—	※1：燃料抜荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第27条を適用する。 それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備は当該検査終了日以降適用する。 ※2：1体以上の燃料が装荷されているセリの制御棒が全挿入かつ除外されている場合、または全燃料が取出されている場合を除く。
第28条 原子炉再循環ポンプ										
-変更なし 原子炉の状態が運転および起動において、原子炉再循環ポンプは表2.8-1で定める事項を運転上の制限とする。	○	-		■	■	■	—	—	—	
第29条 ジェットポンプ										
-記載の適否化 原子炉熱出力が30%以上において、ジェットポンプは、表2.9-1で定める事項を運転上の制限とする。	○	-		■	■	■	—	—	—	
第30条 主蒸気逃がし安全弁										
-DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁 ¹ は、表3.0-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気弁の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。	-	○		■	■	—	○	—	—	
第31条 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率										
-変更なし 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は、表3.1-1で定める事項を運転上の制限とする。	○	-		■	■	—	—	—	—	
第32条 非常用炉心冷却系、原子炉隔壁時冷却系および高圧代替注入水系の系統圧力監視										
-HPA追加 原子炉圧力が定格圧力を達成後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔壁時冷却系 ¹ および高圧代替注入水系 ¹ の系統圧力は、表3.2-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系、原子炉隔壁時冷却系 ¹ は高圧代替注入水系 ¹ に関する確認時および確認後4時間以内に除く。	-	○		■	■	—	○	—	—	
第33条 原子炉断熱材中のようじ1.3温度										
-変更なし 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気漏れ弁が開の場合において、原子炉冷却材中のようじ1.3温度は、表3.3-1で定める事項を運転上の制限とする。	○	-		■	■	—	—	—	—	
第34条 原子炉停止時冷却系その1										
-SA（設計抗張） 原子炉の状態が高温停止であって、原子炉圧力が1.04MPa〔gage〕以下において、原子炉停止時冷却系 ¹ は、表3.4-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備中の操作期間中は除く。	-	○		■	■	—	○	—	—	
第35条 原子炉停止時冷却系その2										
-SA（設計抗張） 原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系 ¹ は、表3.5-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の（1）または（2）の場合は除く。 (1) 原子炉停止時冷却系起動準備 (2) 原子炉の昇温を伴う検査時 ²	-	○		■	■	—	○	—	—	
第36条 原子炉停止時冷却系その3										
-SA（設計抗張） 原子炉の状態が燃料交換において、原子炉停止時冷却系 ¹ は、表3.6-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉内から全燃料が取出された場合を除く。	-	○		■	■	—	○	—	—	
第37条 原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率										
-変更なし 原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率は、表3.7-1で定める事項を運転上の制限とする。	○	-		■	■	—	—	—	—	
第38条 原子炉圧力										
-変更なし 原子炉の状態が運転および起動において、原子炉圧力は、表3.8-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時の圧力変動を除く。	○	-		■	■	—	—	—	—	
第39条 非常用炉心冷却系その1										
-DB兼SA, SA（設計抗張） 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用炉心冷却系は表4.0-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉が次に示す状態がなかった場合は適用しない。また、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止時冷却系の運転中は、低圧注水系の動作不能とはみなさない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位附近で、かつフルゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出された場合	-	○※1		■	■	—	○※1	—	—	※1：第39条の設備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。
第40条 非常用炉心冷却系その2										
-DB兼SA, SA（設計抗張） 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用炉心冷却系は表4.0-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉が次に示す状態がなかった場合は適用しない。また、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止時冷却系の運転中は、低圧注水系の動作不能とはみなさない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位附近で、かつフルゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出された場合	-	○※1		■	■	—	○	—	—	※1：燃料抜荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第40条を適用する。 ※2：原子炉が次に示す状態とならない場合に適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位附近で、かつフルゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつフルゲートが閉の場合
第41条 原子炉隔壁時冷却系										
-DB兼SA, SA（設計抗張） 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉隔壁時冷却系 ¹ は表4.1-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔壁時冷却系 ¹ は、低圧注水系の動作不能とはみなさない。 2号炉について、高圧代替注入水系起動準備および運転 ¹ は運転上の制限を確認するための事項を実施している場合を除く。1は原子炉隔壁時冷却系を動作不能とみなさない。	-	○		原子炉圧力1.04MPa ※2	■	■	—	—	—	※1：原子炉の状態が運転の間ににおける使用前事業者検査終了日以降に適用する。

添付1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

検査時期は2022年10月時点の想定

〔凡例〕	
	: 使用前事業者検査終了予定期間
	: 新規制基準保安規定条文適用 (LCO適用時期含む)
	: 従前の保安規定条文適用
	: 新規制基準保安規定条文適用せず (従前の当該条文なし)

保安規定条文 (新規制)	施用から適用	附則2項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
施工	燃料装荷	CR引抜								
第42条 主蒸気隔離弁										
-変更なし 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気隔離弁は、表4-2-1で定める事項を運転上の制限とする。	○	-						-	-	-
第43条 格納容器および格納容器隔離弁										
-DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器および格納容器隔離弁 ^{※1} は、表4-3-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライアイル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック扉を開閉しますことができるが、この場合は格納容器が機能喪失とはみなさない。	-	○						-	○	-
第44条 サブレッシュ・チニバからドライアイルへの真空破壊弁										
-DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブレッシュ・チニバからドライアイルへの真空破壊弁 ^{※1} は、表4-4-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。	-	○						-	○	-
第45条 サブレッシュ・チニバの平均水温										
-DB兼SA, HPAC追加 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブレッシュ・チニバの平均水温 ^{※2} は、表4-5-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系 ^{※3} または高圧代用注水系 ^{※3} の運転確認等により、サブレッシュ・チニバの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。	-	○						-	○	-
第46条 サブレッシュ・チニバの水位										
-DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブレッシュ・チニバ ^{※1} の水位は、表4-6-1(図4-6)で定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時を除く。	-	○						-	○	-
第47条 可燃性ガス濃度制御系										
-変更なし 原子炉の状態が運転および起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表4-7-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	○						-	○	-
第48条 格納容器の酸素濃度										
-DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器内の酸素濃度 ^{※1} は、表4-8-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)または(2)の期間は除く。	-	○						-	○	-
第49条 原子炉建屋										
-DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※1} または原子炉建屋原子炉建屋内に照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉建屋 ^{※2※3} は、表4-9-1で定める事項を運転上の制限とする。 ※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜きを除く。	-	○※1	※2	※2				○	-	-
第50条 原子炉建屋給排気隔離弁										
-変更なし 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※1} または原子炉建屋原子炉建屋内に照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋給排気隔離弁は、表5-0-1で定める事項を運転上の制限とする。 ※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜きを除く。	○	-	※1					-	-	-
第51条 非常用ガス処理系										
-DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※1} または原子炉建屋原子炉建屋内に照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系 ^{※2} は表5-1-1で定める事項を運転上の制限とする。 ※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜きを除く。	-	○※1	※2	※2				○	-	-
第52条 原子炉建屋冷却海水および原子炉建屋冷却海水系										
-DB兼SA, SA (設計応張) 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建屋冷却海水系および原子炉建屋冷却海水系は、表5-2-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	○						○	-	-
第53条 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系										
-SA (設計応張) 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は、表5-3-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	○						-	-	-
第54条 使用済燃料プールの水位・水温										
-記載の適正化 使用済燃料プールの水位および水温は、表5-4-1で定める事項を運転上の制限とする。	○	-						-	-	-
第55条 燃料または制御棒を移動する時の原子炉水位										
-記載の適正化 原子炉の状態が燃料交換において、原子炉上部で燃料または制御棒を移動する場合、原子炉水位は、表5-5-1で定める事項を運転上の制限とする。	○	-						-	-	-
第56条 中央制御室非常用換気空調系										
-DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※1} または原子炉建屋原子炉建屋内に照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系 ^{※2} は表5-6-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	○※1	※2	※2				○	-	-
第57条 地下水位低下設備										
原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換において、地下水位低下設備は、表5-7-1に定める事項を運転上の制限とする。	-	○	※1					○	-	-
第58条 外部電源その1 (2号炉)										
-外部電源の独立性 (社鹿幹線及び松島幹線27kV並びに塙浜支線66kV) および相間放障害の検出が要求事項にならざることを受け規定 2号炉適用 (2号炉規定対象外) ⇒ 2号炉について、原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換において、外部電源 ^{※1} は表5-8の2-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。	-	○※1								
第58条の2 外部電源その2 (3号炉)										
3号炉適用 (2号炉規定対象外) ⇒ 3号炉について、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、外部電源 ^{※1} は表5-8の2-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。	○	-						-	-	-
第59条 非常用ディーゼル発電機その1										
-SA (設計応張) 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用ディーゼル発電機 ^{※1※2※3} は表5-9-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	○						○	-	-
第60条 非常用ディーゼル発電機その2										
-SA (設計応張) 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用ディーゼル発電機 ^{※1※2※3} は表6-0-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	○※1						○	-	-

添付1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

【凡例】	
	: 使用前事業者検査終了予定期間
	: 新規制基準保安規定条文適用 (LCO適用時期明合)
	: 従前の保安規定条文適用
	: 新規制基準保安規定条文適用せず (従前の当該条文なし)

検査時期は2022年10月時点の想定

保安規定条文 (新規制)	施行から適用	附則2項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油ポンプ ・非常用D/Gが7日間連続運転を達成するために必要な燃料を供給する機能を有する燃料移送系 (燃料移送ポンプ) を規定 ・DB兼SA, SA (設計拡張) ディーゼル燃料油 ^{※1} , 潤滑油, 起動用空気および燃料移送ポンプ ^{※2} は、表6-1-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	○※1					○	-	-	※1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第63条を適用する。 ※2: 燃料移送ポンプのLCOを規定。
第62条 直流電源その1 ・DB兼SA, SA (設計拡張) 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流電源 ^{※1※2} は表6-2-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	○					○	-	-	
第63条 直流電源その2 ・DB兼SA, SA (設計拡張) 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、直流電源 ^{※1※2} は表6-3-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	○※1					○	-	-	※1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第65条を適用する。
第64条 所内電源系統その1 ・DB兼SA, SA (設計拡張) 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、所内電源系統は表6-4-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。	-	○					○	-	-	
第65条 所内電源系統その2 ・DB兼SA, SA (設計拡張) 原子炉の状態が高温停止および燃料交換において、所内電源系統は表6-5-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。	-	○※1					○	-	-	※1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第67条を適用する。
第66条 重大事故対処設備 (2号炉) 重大事故等対処設備について、 ・2号炉において、原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備 ^{※1} は、表6-6-1から表6-6-19で定める事項を運転上の制限とする。 ・各課長は、原子炉の状態に応じて表6-6-1から表6-6-19の確認事項を実施し、その結果を発電管理課長および防災課長に通報する。 ・旁電管理課長および防災課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表6-6-1から表6-19の措置を講じる。	-	○※1					○ (冷温停止・燃料交換・炉心変更時)	○ (運転・起動・高温停止)	-	※1: 燃料装荷または原子炉起動に必要な設備の使用前事業者検査終了日 (使用前確認を受けた日) 以降、66条各表の適用される原子炉の状態が適用。 ※2: 炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照査された燃料に係る作業時含む。
66-2-1 高圧代替注水系 (中央制御室からの遠隔起動), 66-2-2 高圧代替注水系および原子炉隔壁冷却系 (現場起動) 66-2-1 高圧代替注水系が動作可能であること → 中央制御室からの遠隔起動ができること 66-2-2 ⇒ 高圧代替注水系または原子炉隔壁冷却系を現場操作により起動できること	-	○					-	-	○	※1: 原子炉の状態が運転の期間における使用前事業者検査終了日 (使用前確認を受けた日) 以降に適用。
第67条 欠番										
第68条 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き ・記載の適正化 原子炉の状態が高温停止、冷温停止および燃料交換において、1体以上の燃料が装荷されている単一のセルから制御棒1本を引き抜く場合は、表6-8-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、第85条を適用する場合は除く。	○	-					-	-	-	
第69条 単一制御棒駆動機構の取り外し ・変更なし 原子炉の状態が高温停止および燃料交換において、1体以上の燃料が装荷されている単一のセルから引き抜かれた制御棒における制御棒駆動機構の取り外しを行う場合は、表6-9-1で定める事項を運転上の制限とする。この場合、第27条の原子炉保護系装置および第68条は適用されない。	○	-					-	-	-	
第70条 優数の制御棒引き抜きを伴う検査 ・変更なし 原子炉の状態が高温停止、冷温停止および燃料交換において原子炉モードスイッチを起動位置にして複数の制御棒を引き抜く検査を行なう場合は、表7-0-1で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限についても、原子炉の状態が各々高温停止、冷温停止または燃料交換であるもののみとして適用するものとし、原子炉の状態が起動であるとはみなさない。	○	-					-	-	-	
第71条 原子炉の昇温を伴う検査 ・変更なし 原子炉の状態が高温停止において、原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が100°C以上となる場合は、表7-1-1で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限については、原子炉の状態が各々高温停止であるもののみにて適用するものとし、原子炉の状態が高温停止であるとはみなさない。また、本条を適用している間は、第35条を適用しない。	○	-					-	-	-	
第72条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査 ・変更なし 原子炉の状態が高温停止において、冷温停止および燃料交換において、第70条の適用時を除いて原子炉モードスイッチを運転位置または起動位置にすること、表7-2-1で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限については、原子炉の状態が各々高温停止、冷温停止または燃料交換であるもののみとして適用するものとし、原子炉の状態が運転または起動であるとはみなさない。	○	-					-	-	-	
第73条 運転上の制限の認証 ・LCO適用時間 各課長 (第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。) は、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項 ^{※3} で確認する。	○	-					-	-	-	
8. 各課長は、第17条の7または第17条の8に基づき教育および訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を使用する場合は、教育および訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を講定していなければなりません。	○	-					-	-	-	
第74条 運転上の制限を講定しない場合 ・記載の適正化 運転上の制限を講定しない場合とは、各課長が第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいふ。なお、各課長は、この判断を速やかに行なう。	○	-					-	-	-	
第75条 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合 ・青旗対象機器の規定 3. 各課長は、表7-5で定めた設備について、保全計画に基づき定期的に保全作業を実施するため、計画的に運転の場所外に移行する場合は、同様に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲内を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置 ^{※2} を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	○	-					-	-	-	
第76条 運転上の制限に関する記録 ・記載の適正化 発電課長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻および原子炉の状態を記録する。	○	-					-	-	-	
第77条 異常発生時の基本的な対応 ・変更なし 発電課長は、原子炉施設に次の各号に示す異常が発生した場合、発電管理課長に報告する。 (1) 原子炉の自動スクラム信号が発信した場合 ^{※1} (2) 原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかわらず自動スクラム信号が発信しない場合 (3) 原子炉を手動スクラムした場合 ^{※1}	○	-					-	-	-	
第78条 異常時の措置 ・変更なし 発電課長は、第77条第1項の異常が発生した場合は、異常の状況・機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。	○	-					-	-	-	

添付1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

検査時期は2022年10月時点の想定

【凡例】	
	: 使用前事業者検査終了予定期間
	: 新規制基準保安規定条文適用 (LCO適用時期含む)
	: 従前の保安規定条文適用
	: 新規制基準保安規定条文適用せず (従前の当該条文なし)

保安規定条文 (新規制)	施行から適用	附則2項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
第79条 異常収束後の措置										
-17条関連除外規定 3. 発電課長は、第77条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし、(1)または(2)に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。 (2) 第17条第4項、第17条の2第4項、第17条の3第5項、第17条の4第4項または第17条の5第4項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。	○	-	▼	▼	▼	▼	-	-	-	
第5章 燃料管理										
第80条 新燃料の運搬										
-変更なし 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クリーンを使用する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第81条 新燃料の貯蔵										
(5) 2号炉について、使用済燃料プールに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第82条 燃料の検査										
-変更なし 原子燃料課長は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用的可否を判断する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第83条 燃料の取替実施計画										
-変更なし 原子燃料課長は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第2項に定める評価および確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第84条 燃料移動手順										
-変更なし 原子燃料課長は、原子炉内および原子炉と使用済燃料プール間の燃料移動を実施する場合は、あらかじめ次の事項を満足する燃料移動手順を作成する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第85条 燃料移動										
-記載の適正化 発電課長は、第84条の燃料移動手順に従い、燃料交換機を使用して燃料移動を行う。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第86条 使用済燃料の貯蔵										
- (6) 2号炉について、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること。 - 2号炉について、各課長は、使用済燃料プール周辺に設置する設備について、使用済燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第86条の2 使用済燃料の運搬										
(5) 2号炉について、原子炉建屋クリーンにより使用済燃料輸送容器を使用して済燃料プール上で取り扱う場合は、キャビネットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第6章 放射性廃棄物管理										
第87条 放射性廃棄物管理に係る基本方針										
-変更なし 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下でかつかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第87条の2 頻度の定義										
-変更なし 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表87の2のとおりとする。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第88条 放射性固体廃棄物の管理										
-変更なし 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵 ¹ または保管する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第88条の2 放射性液体廃棄物等の管理										
-変更なし 「原子力施設において設置された資材等または使用された物品であつて「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」…	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第88条の3 事故由来放射性物質の廃下物の影響確認および所外搬出等の管理										
-記載の適正化 放射線管理課長は、原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画(変更)認可申請書および電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等…	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第89条 放射性液体廃棄物の管理										
-変更なし 発電課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第90条 放射性気体廃棄物の管理										
-変更なし 発電課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表90-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	
第91条 放出管理用計測器の管理										
-変更なし 放射線管理課長および計測制御課長は、表91に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。	○	-	■	■	■	■	-	-	-	

添付1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

検査時期は2022年10月時点の想定

【凡例】	
	: 使用前事業者検査終了予定期間
	: 新規制基準保安規定条文適用 (LCO適用時期明記)
	: 従前の保安規定条文適用
	: 新規制基準保安規定条文適用せず (従前の当該条文なし)

保安規定条文 (新規制)	施行から適用	附則2 項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
第7章 放射線管理										
第92条 放射線管理に係る基本方針	○	-					-	-	-	
-変更なし 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。										
第92条の2 頻度の定義	○	-					-	-	-	
-変更なし 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表9-2のとおりとする。										
第93条 管理区域の設定および解除	○	-					-	-	-	
-記載の適文化 管理区域は、添付1-4に示す区域とする。										
第94条 管理区域内における区域区分	○	-					-	-	-	
-記載の適文化 放射線管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。 (1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。) (2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域。										
第95条 管理区域内における特別措置	○	-					-	-	-	
-変更なし 放射線管理課長は、管理区域のうち次の基準を超える場合または超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所に区別する他……										
第96条 管理区域への出入管理	○	-					-	-	-	
-変更なし 放射線管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。										
第97条 管理区域出入者の遵守事項	○	-					-	-	-	
-変更なし 放射線管理課長は、管理区域に入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。										
第98条 保全区域	○	-					-	-	-	
-記載の適文化 保全区域は、添付1-5に示す区域とする。										
第99条 周辺監視区域	○	-					-	-	-	
-変更なし 周辺監視区域は、図9-9に示す区域とする。										
第100条 放射線業務従事者の線量管理等	○	-					-	-	-	
-変更なし 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、…										
第101条 床、壁等の除染	○	-					-	-	-	
-変更なし 各課長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合または発見した場合は、…										
第102条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○	-					-	-	-	
-変更なし 放射線管理課長は、表10-2-1および表10-2-2(第94条第1項(2)の区域内に設定した…										
第102条の2 平常時の環境放射線モニタリング	○	-					-	-	-	
-変更なし 放射線管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立てし、…										
第103条 放射線計測器類の管理	○	-					-	-	-	
放射線管理課長および計測部課長は、表10-3および表6-6-1-5「6-6-1-5-1監視測定設備」に定める放射線計測器類について、 合表 に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。…										
第104条 管理区域外への搬出および通搬	○	-					-	-	-	
-変更なし 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域…										
第105条 発電所外への搬出	○	-					-	-	-	
-変更なし 各課長は、核燃料物質等(第80条、第86条の2および第88条に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を発電所外に搬出する場合は、所長の承認を得る。										
第106条 盟力企業の放射線防護	○	-					-	-	-	
-変更なし 放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。										
第8章 施設管理										
第107条 施設管理計画	○	-					-	-	-	
3. 保全対象範囲の設定										
(4) 自主対策設備^① (2号炉)										
※1 自主対策設備とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。										
第107条の2 設計管理	○	-					-	-	-	
-変更なし 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。										
第107条の3 作業管理	○	-					-	-	-	
-変更なし 組織は、第107条の2の設計管理の結果に従い工事を実施する。										
第107条の4 使用前事業者検査の実施	○	-					-	-	-	
-変更なし 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、…										
第107条の5 定期事業者検査の実施	○	-					-	-	-	
-変更なし 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査を実施する。										
第107条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	○	-					-	-	-	
-SA設備追記										
各課長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物 ^① (以下、本条において「機器および構造物」という。)ならびに常設重大事故等対処設備 ^② について、…										
※2 :「常設重大事故等対処設備」は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第4-3条第2項の設備をいう(2号炉に限る)。										

添付1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

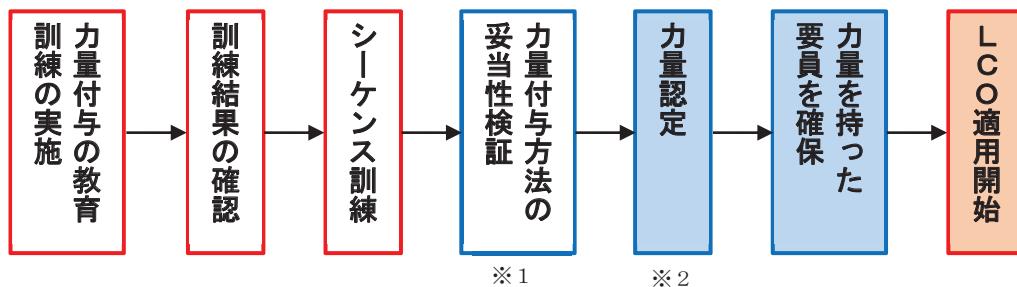
検査時期は2022年10月時点の想定

【凡例】	
	：使用前事業者検査終了予定期間
	：新規制基準保安規定条文適用（LCO適用時期明込む）
	：従前の保安規定条文適用
	：新規制基準保安規定条文適用せず（従前の当該条文なし）

保安規定条文（新規制）	施行から適用	附則2項適用	2号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
第9章 緊急時の措置										
第108条 原子力防災組織	○	-					-	-	-	
・記載の適正化 防災課長は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。	○	-					-	-	-	
第108条の2 原子力防災組織の要員	○	-					-	-	-	
・記載の適正化 防災課長は、原子力防災組織の要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。	○	-					-	-	-	
第108条の3 緊急作業従事者の選定	○	-					-	-	-	
・訓練：緊急作業の方法、緊急作業で使用する施設および設備の取扱い併用できる訓練に17条関連を追加 防災課長は、次の各号全ての件に該当する所員および協力企業従業員等の放射線業務従事者…	○	-					-	-	-	
第109条 原子力防災資機器の整備	○	-					-	-	-	
・記載の適正化 各課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。	○	-					-	-	-	
第110条 通報経路	○	-					-	-	-	
防災課長は、警戒事態該当事象が発生した場合または特定事象が発生した場合の社内および国、県、市、町等の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。	○	-					-	-	-	
第111条 緊急時演習	○	-					-	-	-	
・記載の適正化 防災課長は、原子力防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を1年に1回以上実施し、所長に報告する。	○	-					-	-	-	
第112条 通報	○	-					-	-	-	
発電課長等は、警戒事態該当事象が発生した場合または特定事象が発生した場合は、第110条に定める経路にしたがって、所長に報告する。	○	-					-	-	-	
第113条 緊急体制の発令	○	-					-	-	-	
所長は、警戒事態該当事象の発生または特定事象の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、緊急体制を発令して、原子力防災組織の要員を招集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。所長は、緊急体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告する。	○	-					-	-	-	
第114条 応急措置	○	-					-	-	-	
本部長は、原子力防災組織を通じ、緊急体制を発令した場合において次の応急措置を実施する。	○	-					-	-	-	
第115条 緊急時における活動	○	-					-	-	-	
・記載の適正化 原子力緊急事態宣言発令後、本部長は、第114条で定める応急措置を継続実施する。	○	-					-	-	-	
第115条の2 緊急作業従事者の線量管理等	○	-					-	-	-	
・記載の適正化 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受けた線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。	○	-					-	-	-	
第116条 緊急体制の解除	○	-					-	-	-	
本部長は、事象が収束し、緊急体制を継続する必要がなくなった場合は、緊急体制を解除し、その旨を社内および社外関係機間に連絡する。	○	-					-	-	-	
第10章 保安教育										
第117条 所員への保安教育	○	-					-	-	-	
・17条関連含む保安教育実施計画の策定・実施 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施要領書」に基づき、次の各号を実施する。	○	-					-	-	-	
第118条 協力企業従業員への保安教育	○	-					-	-	-	
・17条関連含む保安教育実施計画の策定・実施 総務課長は、原子炉施設に閉じた作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表1-8の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。…	○	-					-	-	-	
第11章 記録および報告										
第119条 記録	○	-					-	-	-	
・記載の適正化 各課長は、表1-19-1に定める保安に関する記録のうち、1. の記録を保存し、2. から4.9. の記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。	○	-					-	-	-	
第120条 報告	○	-					-	-	-	
・記載の適正化 各課長は、次に定める事項について直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。	○	-					-	-	-	
添付1-1 原子炉がスクランした場合の運転操作手順										
第78条 異常時の措置の適用時期に準ずる。										
添付1-2 火災、内部漏水、火山影響等およびその他自然災害対応に係る実施基準										
第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4及び第17条の5の適用時期に準ずる。										
添付1-3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準										
第17条の7及び第17条の8の適用時期に準ずる。										
添付1-4 管理区域図	-	○※1					○	-	-	※1：燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の添付1-4を適用する。 ただし、2号炉サブレッショングループ水貯蔵タンクについては附則3項による。
・第93条および第94条に係る管理区域図を示す。（新規制基準適合後の状態を示す）	-	○※1					○	-	-	※1：燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の添付1-4を適用する。 ただし、2号炉サブレッショングループ水貯蔵タンクについては附則3項による。
添付1-5 保全区域図	-	○※1					○	-	-	※1：燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の添付1-4を適用する。 ただし、2号炉サブレッショングループ水貯蔵タンクについては附則3項による。
・第98条に係る保全区域図を示す。（新規制基準適合後の状態を示す）	-	○※1					○	-	-	※1：燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の添付1-4を適用する。 ただし、2号炉サブレッショングループ水貯蔵タンクについては附則3項による。

*17条、17条の2~5、17条の7、8の設備に関する手順の整備については、当該使用前事業者検査終了日以降に適用する。

添付 2 : S A設備使用前の力量付与の流れ



※1：個別現場手順を含む現場操作の総合的な力量付与方法の検証として、設備の新設・改造範囲に応じた現地シーケンス訓練（代表班）を実施。

※2：保安規定認可後、認可前に教育訓練を行った各手順に変更がないこと、力量付与方法の妥当性確認完了をもって力量認定。

添付3：2号炉サプレッションプール水貯蔵タンクの廃止について

【設置許可審査資料 02-NP-0272(改114) 設計基準対象施設について 溢水による損傷の防止等 抜粋】

表1 運用、手順にかかる対策等（設計基準）（1/2）

設置許可基準 対象条文	対象項目	区分	運用対策等
(1) 内耳管理	運用・手順 — 体制 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 — 運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	(保全担当箇所による肉厚管理) 配管の減肉がないことを、最終的な肉厚管理で確認する
(2) 隔壁操作	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 — 運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 — 運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	溢水発生時における隔壁手順を定める。 隔壁員による隔壁操作
(3) 低エネルギー配管の運転時間管理	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	はう酸注入系、残留熱除去系、低圧がんスプレイ系、高圧がんスプレイ系、原子炉隔壁治却系、加熱蒸気及び伝熱水取り系について低エネルギー配管としての運転時間を管理する。
(4) 屋外タンク水位管理	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	再生純水タンク、No.1サブレッシュショノブール水貯蔵タンク、No.2サブレッシュショノブール水貯蔵タンク、2号復水浄化系復水貯蔵装置皆性ソーダ貯槽、2号復水浄化系水船貯蔵装置貯槽、3号硫酸計量槽、3号各種薬液貯蔵及び移送装置皆性ソーダ貯槽としての運転時間を超過しないように管理する。
(5) B、Cクラス機器運用管理	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	CRD自動交換機制測定、ISI及びPCVLT等、脱衣室エリア、下足エリア、女性用更衣室エリア、女性用脱衣手洗いエリアの各ファンコイルユニットについて、プラント運転中及び停止中ににおいて系統運用を停止し、隔壁（水抜き）する。
(6) 床面積の管理	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	溢水防護区域の溢流水位に影響を及ぼす資機材の持ち込み等に対して溢水平価への影響確認を実施する。
(7) 排水障害要因への対応	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	止水要求のあるハッチ等、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、適切な運用を実施する。
(8) ハッチ開放に関する運用管理	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	ハッチ開放のある箇所を開放する場合に、防護対象設備の安全機能へ悪影響がないような運用とする。
(9) 水密扉の運用管理	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	運用・手順 — 保守・点検 — 教育・訓練 —	水密扉の確実な閉止操作、閉止状態の確認、及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作手順等を定める。

9条-別添2-4

【設工認審査資料 02-補-E-01-0180-5 改 3 補足 180-5 サプレッションプール水貯蔵系の撤去による廃棄物処理及び貯蔵への影響について 抜粋】

1. 概要

原子炉建屋内に重大事故等対処設備（代替循環冷却系設備）を設置するスペースを確保するため、貯水を行わない運用としていたサプレッションプール水貯蔵系設備について、1号機との共用を取止め、廃止する方針としたことから、共用取止め及び廃止により基準適合性への影響がないことを確認した。

2. サプレッションプール水貯蔵系設備の第1号機との共用取止め及び廃止内容について

サプレッションプール水貯蔵系設備における1号機との共用取止め及び廃止に伴い、第2号機の発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年12月27日申請）において、以下のとおり既設置許可申請から申請内容を変更している。

また、本変更に伴いサプレッションプール水貯蔵系設備の有する機能全体（以下に示す既設置許可申請内容の①及び②）が廃止（以下、「機能の廃止」という。）となる*。

（既設置許可申請）

- ① サプレッションチャンバ内の水を抜く場合には、原則としてサプレッションプール水貯蔵タンクに一時貯留し、その水は再使用する。
- ② サプレッションプール水貯蔵タンクには、床ドレン・化学廃液系に導かれた廃液等を貯留することもできる。

（設置変更許可申請（平成25年12月27日申請））

- ① 1号炉との共用を取止め、廃止するサプレッションプール水貯蔵系設備は、放射性液体廃棄物を処理する能力を有していないことから、サプレッションプール水貯蔵タンク等の撤去後においても、放射性液体廃棄物の処理施設の処理能力に変更はなく、影響を及ぼさない。
- ② 1号炉との共用を取止め、廃止するサプレッションプール水貯蔵タンク等の撤去後ににおいても処理施設からの漏えいの発生を防止できる設計とする。
- ③ 1号炉との共用を取止め、廃止するサプレッションプール水貯蔵タンク等の撤去については、液体廃棄物処理系の機能に影響を及ぼさないよう、取合い部の切断撤去（必要に応じて部分的に切断撤去）及び開口部閉止等の適切な処置を講ずることとする。

注記 *：機能の廃止については、II 5.5(1)「放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針」に示す。

3. 安全性への影響

（1）共用取止めによる影響（関連条文：設置許可基準規則第12条、技術基準規則第15条）

安全施設であるサプレッションプール水貯蔵系設備の共用を取止めることから、発電用原子炉施設の安全性を損なうことはなく、要求事項を満足しており、基準適合性への影響はない。

（表2、3参照）

(2) 廃止による影響 (関連条文: 設置許可基準規則第 27 条, 技術基準規則第 39 条)

a. 機能の廃止による影響

表 1 に示すとおり, 機能の廃止による安全性への影響はない。

表 1 機能の廃止による影響確認結果

廃止となる機能 (既設置許可内容)	影響確認結果
サプレッションチャンバ内の水を抜く場合には、原則としてサプレッションプール水貯蔵タンクに一時貯留し、その水は再使用する。	補修作業の高度化により、サプレッションチャンバ内部の水を抜くことなく点検・補修が可能であり、廃止による影響はない。
サプレッションプール水貯蔵タンクには、床ドレン・化学廃液系に導かれた廃液等を貯留することもできる。	サプレッションプール水貯蔵タンクは、液体廃棄物の廃棄設備の主要設備ではなく廃棄物の処理能力として期待していないこと及び廃止に伴う主要設備の変更がないことから、廃止により放射性廃棄物の廃棄施設に影響を及ぼさない。(図 2, 表 2~4 参照)

b. 液体状の放射性廃棄物の漏えい防止への影響

以下の処置を実施することにより、液体状の放射性廃棄物の漏えいを防止する
(図 1 参照)。

- ・廃止する設備については、第 1 号設備及びサプレッションチャンバ配管貫通部との取合いで切断を行い、開口部に閉止処置を実施する。
- ・第 1 号設備側の開口部については、閉止処置を行う。
- ・サプレッションチャンバ配管貫通部については、原子炉格納施設のうち原子炉格納容器(配管貫通部)側にて閉止処置(端板設置)を行う。

4. 廃止による固体廃棄物の発生量について

廃止設備の撤去により発生する廃棄物については、容器(ドラム缶等)に収納し、固体廃棄物貯蔵所(貯蔵容量約 55,488 本(200 L ドラム缶相当))に貯蔵保管する。発生する廃棄物量は、ドラム缶 480 本程度である。また、震災前 5 年間の放射性固体廃棄物の発生量は平均 4,675 本/年(平成 18 年度から 2,704 本, 3,720 本, 5,320 本, 4,532 本, 7,097 本発生)となっており、廃止設備の撤去により発生する廃棄物量は年間発生量の 10%程度となる。廃止設備の撤去により発生する廃棄物量を今後の固体廃棄物貯蔵所の貯蔵保管量の予測(図 3)に加えて固体廃棄物貯蔵所における貯蔵保管への影響及び廃止設備の撤去による廃棄物処理への影響はない。

(表 2, 3 参照)

以上

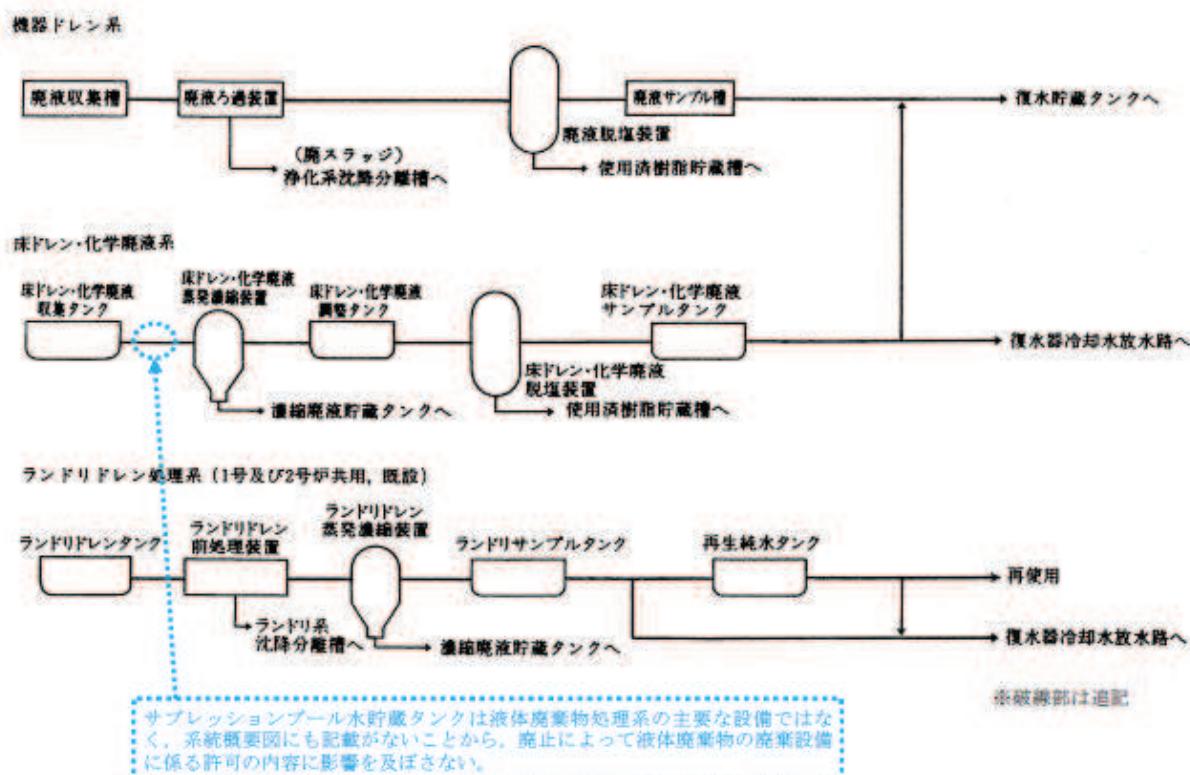
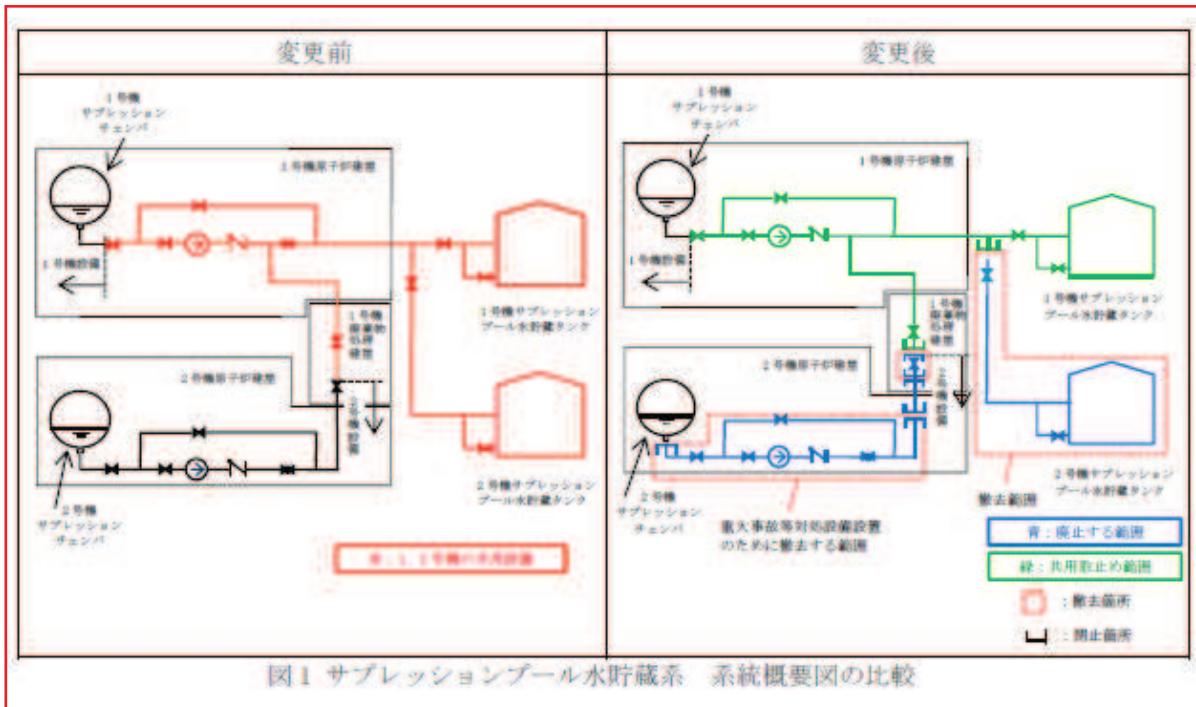


図2 液体廃棄物処理系系統概要図（設置変更許可申請書添付参考図 第21図）